

ID: 619

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 5 月 24 日